

平成26年度

福岡県国民保護共同実動訓練の概要

平成27年1月

内閣官房

福岡県

福岡市

目 次

1 訓練の概要	1
（1）目的	2
（2）実施日時	2
（3）想定	2
（4）主な訓練実施場所	2
（5）各サイトにおける訓練項目	6
（6）参加機関等	7
（7）訓練評価	7
（8）国民保護研修会	8
2 訓練の流れ（シナリオ）	9
3 各サイトにおける訓練内容等	13
（1）福岡市地下鉄橋本駅等における訓練	14
（2）医療機関における訓練	20
（3）福岡市立西体育館における訓練	24
（4）福岡県庁における訓練	28
参考1 過去に実施した国民保護共同実動訓練について	29
（1）青森県国民保護共同実動訓練（平成25年度）	29
（2）山形県国民保護共同実動訓練（平成24年度）	30
（3）滋賀県国民保護共同実動訓練（平成24年度）	31
参考2 国民保護あれこれ	32
参考3 国民保護ポータルサイト	43

1 訓練の概要

(1) 目的

国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練を実施し、関係機関の機能確認及び関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図る。

(2) 実施日時

平成27年1月20日(火) 11:30～15:00

(3) 想定

福岡市地下鉄橋本駅に到着した電車内において、化学剤(サリン)が散布され、多数の死傷者が発生する。その後、犯行グループは、駅に隣接する大型商業施設に対する爆破を予告する。

(4) 主な訓練実施場所

ア 福岡市地下鉄橋本駅

(福岡市西区橋本2丁目37)

- ・初動対処訓練(避難誘導、救出・救助等)
- ・除染、応急救護訓練
- ・被災者搬送訓練
- ・現地調整所運営訓練



イ 独立行政法人国立病院機構

九州医療センター

(福岡市中央区地行浜1丁目8番地1号)

- ・被災者(化学剤曝露者)受入訓練
- ・医療救護訓練
- ・遺族支援訓練



ウ 福岡大学病院

(福岡市城南区七隈7丁目45番1号)

- ・被災者(化学剤曝露者)受入訓練
- ・医療救護訓練



エ 福岡赤十字病院

(福岡市南区大楠3丁目1番1号)

- ・被災者(化学剤曝露者)受入訓練
- ・医療救護訓練



オ 自衛隊福岡病院

(春日市小倉東1丁目61番地)

- ・被災者(化学剤曝露者)受入訓練
- ・医療救護訓練



カ 福岡市立西体育館

(福岡市西区拾六町1丁目13番35号)

- ・救援訓練(避難所運営訓練等)



キ 福岡県庁

(福岡市博多区東公園7番7号)

- ・通信訓練 (テレビ会議)
- ・合同対策協議会運営訓練



ク 総理大臣官邸

(千代田区永田町2丁目3番1号)

- ・通信訓練 (テレビ会議)





図1 主な訓練実施場所の配置

(5) 各サイトにおける訓練項目

ア 福岡市地下鉄橋本駅等

(ア) 初動対処訓練

- ・ゾーニング
- ・被災者の避難誘導、救出・救助
- ・鉄道事業者による初動措置

(イ) 除染・応急救護訓練

- ・除染前トリアージ
- ・除染処置(乾式・湿式除染)
- ・搬送トリアージ(生理学的、解剖学的トリアージ)
- ・救護処置

(ウ) 被災者搬送訓練

- ・救急搬送
- ・ヘリ搬送
- ・バス搬送

(エ) 現地調整所運営訓練

イ 医療機関

(ア) 被災者受入訓練

- ・被災者(化学剤曝露者)の受入準備
- ・被災者(化学剤曝露者)の収容

(イ) 医療救護訓練

(ウ) 遺族支援訓練(※独立行政法人国立病院機構九州医療センターで実施)

ウ 福岡市立西体育館

救援訓練

- ・避難所運営訓練
- ・安否情報収集
- ・メンタルヘルスへの配慮
- ・給食

エ 福岡県庁

(ア) 総理大臣官邸との通信訓練(テレビ会議)

(イ) 合同対策協議会運営訓練

(6) 参加機関等

ア 主催

内閣官房、福岡県、福岡市

イ 指定行政機関

警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、防衛省

ウ 指定地方行政機関

九州管区警察局、九州運輸局、福岡管区気象台

エ 指定公共機関（医療機関を除く）

西日本鉄道株式会社、日本赤十字社福岡県支部

オ 警察

福岡県警察

カ 消防

福岡市消防局、北九州市消防局、糸島消防本部、筑紫野大宰府消防組合消防本部、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部、粕屋南部消防組合消防本部、宗像地区消防本部、粕屋北部消防本部、福岡市西消防団

キ 自衛隊

陸上自衛隊（西部方面隊第4師団）、自衛隊福岡地方協力本部、自衛隊福岡病院

ク 医療機関

独立行政法人国立病院機構九州医療センター、済生会福岡総合病院、福岡大学病院、九州大学病院、福岡赤十字病院、福岡和白病院、福岡記念病院、福岡青洲病院、独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター、公益社団法人福岡県医師会、一般社団法人福岡市医師会、公益財団法人福岡県メディカルセンター

ケ その他関係機関等

学校法人滋慶文化学園福岡医健専門学校、学校法人藤川学園公務員ビジネス専門学校、博多あん・あんリーダー会、壱岐南校区自治協議会、公益財団法人日本中毒情報センター

(7) 訓練評価

下記体制により、外部有識者による評価を実施する。

<委員長>	大阪府立急性期・総合医療センター	吉岡 敏 治
<委員>	警察庁警備局警備課	石田 武 弘
<委員>	長崎県危機管理課	石橋 勉
<委員>	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	小井土 雄一
<委員>	救急振興財団救急救命九州研修所	郡山 一 明
<委員>	消防庁国民保護・防災部	小林 信 之
<委員>	陸上自衛隊化学学校	長谷川 勝

(敬称略五十音順)

(8) 国民保護研修会

国民保護について一層の理解を促進するとともに、今回の訓練の円滑な実施及び訓練参加機関相互の認識の共通化、訓練効果の増大等を図ることを目的として、訓練実施前の平成26年12月15日(月)に福岡県福岡市(パピヨン24(2階)「ガスホール」)で国民保護研修会を開催。



平成 26 年度

国民保護研修会 in 福岡

福岡県では、平成27年1月20日(火)に国民保護共同実動訓練を実施します。これに先立ちまして、関係者の方のもとより一般の市民のみならず、テロ等の災害が発生した場合の避難、救援活動等をご理解頂くために研修会を開催します。

12月15日(月) 18:00~19:40 (17:30 開場)

パピヨン24(2階)「ガスホール」

一般公開(事前登録制)

(福岡市博多区千代1-17-1)

入場無料

- ▶ **地下鉄によるアクセス**
「千代県庁口」・4番出口と直結
- ▶ **バスによるアクセス**
西鉄バス停「千代町」で下車、徒歩0分



プログラム

- ◎主催者あいさつ
- ◎パネルディスカッション
「身近に潜む災害・テロへの備え」
～地域社会における危機管理～

パネリスト

コーディネーター



小林良三

国立病院機構九州医療センター
救命救急部部長



十時 裕

福岡県安全・安心まちづくり
アドバイザー



大庭誠司

内閣官房
内閣審議官



藤山泰三

福岡県総務部
防災危機管理局長



佐藤喜久二

(株)総合防災ソリューション
特任参与

お申し込み方法(2014年11月30日必着) / 本チラシの裏面が申込み用紙となっておりますので、必要事項を記入の上、FAXでお申し込み下さい。また、インターネットからも申し込みすることができますので、本チラシの最下段に記載の「内閣官房 国民保護ポータルサイト」をご確認ください。
※ご入場の際は、事前登録が必要となります。FAXでお申し込みの方は、ご送信いただきました申込用紙を当日会場にご持参下さい。国民保護ポータルサイトからお申し込みいただいた方には、整理番号をお知らせしますので、当日その番号を受付でお申し込み下さい。
※応募者多数の場合は、お申し込みの際の先着順とさせていただきますので、ご了承下さいますようお願いいたします。

お申し込みは、「内閣官房 国民保護ポータルサイト」 <http://www.kokuminhogo.go.jp/> へ

主催：内閣官房 / 福岡県 / 福岡市

2 訓練の流れ（シナリオ）

【用語の定義】

- 赤タグ：緊急治療が必要な重症患者（緊急治療群）
- 黄タグ：入院を要する中等症の患者（準緊急治療群）
- 緑タグ：入院を要しない軽症の患者（非緊急治療群）
- 黒タグ：災害による死者
- 被災者：災害に遭った者（化学剤非曝露者も含む）

表 1 訓練全体の流れ

時間	発災現場等	医療機関	県庁・市役所	政府
1130	<p>地下鉄橋本駅3番線ホームに到着した電車でサリン散布事案発生</p> <p>鉄道事業者等による初動措置</p> <p>消防によるNBC簡易検知</p> <p>ゾーニング開始</p> <p>被災者の救出・救助開始</p> <p>除染前トリアージ</p> <p>被災者の除染開始</p>	被災者受入準備	<p>県緊急対処事態対策準備室設置</p> <p>市国民保護対策準備室設置</p> <p>自衛隊に災害派遣要請</p> <p>関係機関に応援要請</p>	<p>官邸対策室設置</p> <p>緊急参集チーム招集</p>
1200	<p>現地調整所開設</p> <p>DMA T 順次到着</p> <p>搬送トリアージ、応急処置開始</p> <p>赤タグ・黄タグの救急搬送開始</p> <p>赤タグのヘリ搬送開始</p> <p>避難所設置</p> <p>避難所への緑タグ等の搬送開始</p>	被災者順次受入		
1230	<p>大型商業施設に爆破予告</p>	医療処置		
1300	<p>駅構内の除染開始</p>			<p>国家安全保障会議</p> <p>臨時閣議</p> <p>緊急対処事態の認定</p> <p>緊急対処事態対策本部設置</p>
1330	<p>駅構内の除染完了</p>		<p>緊急対処事態対策本部設置</p>	
1400				
1430			<p>テレビ会議</p> <p>合同対策協議会への参加</p>	<p>テレビ会議</p> <p>合同対策協議会開催</p>
1500	<p>訓練終了</p>			

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。

コラム：化学災害における区域設定（ゾーニング）と隊員の防護措置

1 化学災害における区域設定（ゾーニング）

化学災害発生時の初期段階においては、原因物質の種類、濃度等が不明な状況下で初動対処機関は事案対処することになります。通常、有毒ガス等が発生しえない場所において、「複数の人が倒れた」、「息苦しい」等の通報を認知した場合には、化学災害（テロ）の疑いを持った対処が必要です。初動対処では、①活動隊員の安全管理②原因物質の特定③関係機関との連携④被害の拡大・二次的被害の防止を図ることになります。そのためには、原因物質の特性、危険度に応じた区域設定（以下、「ゾーニング」という。）を的確に行って現場活動を展開する必要があります。

ここでは、ゾーニングと隊員の防護措置について説明します。ゾーニングは、危険度の高い順に危険区域（ホットゾーン）、準危険区域（ウォームゾーン）、警戒区域（コールドゾーン）を設定します（右表1参照）。ゾーニングは、災害発生場所、化学剤等の種類、漏えい等の形態・量、気象状況等によって変化します。また、多数の被災者などにより現場が混乱している場合は、早期に現場を統制するため、簡易検知結果に先行して被災者が倒れている範囲を危険区域（ホットゾーン）とし、被災者の移動等に伴い汚染区域が拡大する可能性のある区域（曝露者が集合する場所、除染場所等）を準危険区域（ウォームゾーン）として管理します。また、化学災害現場での隊員の防護措置は、原因物質が推定できるまでは、最高レベルの防護措置であるレベル A での活動とし、簡易検知結果

（表 1） 区域（ゾーン）の概要

区域（ゾーン）	含まれる場所・区域	機能
危険区域（ホットゾーン）	原因物質に直接接触する可能性のある地域 ・化学剤又は生物剤そのもの、化学剤又は生物剤の収納容器等の残留物が目視で確認（液体等）できる場所及び液体等による曝露危険がある付近一帯 ・建物の区画、構造及び空調などの設備上、化学剤又は生物剤が拡散したと思われる場所 ・人が倒れている、人がうずくまっている付近一帯 ・簡易検知器により反応がでる付近一帯 ・小動物等の死骸や枯木草が確認できる付近一帯 ・曝露者のもと思われる吐しゃ物、血液等がある付近一帯	
準危険区域（ウォームゾーン）	直接的な危険性は少ないが潜在的危険区域。主たる危険は二次汚染 ・化学剤又は生物剤が存在しない場所に汚染された人（物）があらかじめ来ると予測され、汚染の管理ができていない付近一帯	・曝露者集合場所 ・一次トリアージ ・除染所
警戒区域（コールドゾーン）	直接の危害が及ばない安全区域（消防警戒区域内でホットゾーン及びウォームゾーン以外の区域）	・二次トリアージ ・救護所 ・現地指揮本部等

（表 2） 化学災害時のレベル別防護措置

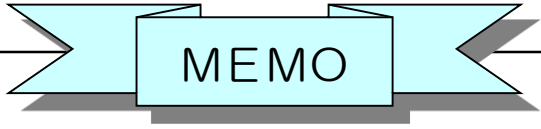
区 域	レベル別 (化学災害(疑い含む)の場合)		活動内容
	原因物質推定前	原因物質推定後	
ホットゾーン	レベルA	レベルA	・簡易検知 ・ホットゾーンの設定 ・救助活動 ・危険排除(化学剤の除去等)
		レベルB	
ウォームゾーン	レベルB	レベルB	・ウォームゾーンの設定 ・歩行可能な曝露者の誘導 ・1次トリアージ ・除染活動
		レベルC	
コールドゾーン	レベルC	レベルD	・コールドゾーンの設定 ・2次トリアージ ・救急活動 等
	レベルD		

※出所：化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル

等から原因物質の推定ができた場合には、推定された原因物質に応じた防護措置による活動が可能となることから、各実動機関が定める活動基準（マニュアル）に従った活動をするようになります（右表2参照）。ただし、化学剤の種類によっては、レベルB以下の防護措置では、危険区域（ホットゾーン）での活動ができない可能性もあるため、専門家の指示に従う必要があります。

2 地下鉄等における化学災害時の対応

地下鉄、地下街には、地上への出入口、通気口等が多数存在します。このような場所において、化学災害等が発生した場合には、構造を確認して化学剤等が拡散する可能性のある出入口、通気口、換気口、排気口等ごとに危険区域（ホットゾーン）を設定する必要があります。今回訓練では、地下鉄駅において、化学剤テロが発生して多数の被災者が発生する想定で訓練を実施しますが、発生直後に事業者が駅換気装置・空調装置の停止措置を実施することにより地上部への化学剤の拡散はしていないとの前提条件を付しており、通気口、換気口、排気口等ごとの地上部の危険区域（ホットゾーン）の設定をしていないことに留意してください。



A large, empty rectangular frame with a thin black border, intended for writing a memo.

3 各サイトにおける訓練内容等

(1) 福岡市地下鉄橋本駅等における訓練（表2参照）

ア 初動対処訓練

・ゾーニング

防護措置のレベルに応じて、駅内外に危険区域（ホットゾーン）、準危険区域（ウォームゾーン）及び警戒区域（コールドゾーン）を設定する。

・被災者の避難誘導、救出・救助

被災者の避難誘導及び救出・救助を実施する。

・鉄道事業者による初動措置

発災直後の初期対応として、鉄道事業者が被災者の誘導等を実施する。

イ 除染・応急救護訓練

・除染前トリアージ

化学剤の付着状況により、除染方法を決定する。

・除染処置（乾式・湿式除染）

除染エリアを設置し、衣服や体表に付着した化学剤を乾式除染（脱衣、清拭）又は湿式除染（洗浄）により除去する。

・搬送トリアージ（生理学的、解剖学的トリアージ）

現場救護所の体制等を踏まえ、トリアージポストにおいて患者の搬送の順位付けを行う。

・救護処置

現場救護所において、呼吸・気道の安定維持、痙攣管理などを目的に応急救護を行う。

ウ 被災者搬送訓練

・救急搬送

被災者（赤タグ及び黄タグ）を救急車により、臨時ヘリポート又は県内医療機関へ搬送する。

・ヘリ搬送

被災者（赤タグ）を発災現場近傍の臨時ヘリポートから県内災害拠点病院等へ搬送する。

・バス搬送

被災者（緑タグ及び非曝露者）を指定公共機関のバスにより避難所へ搬送する。

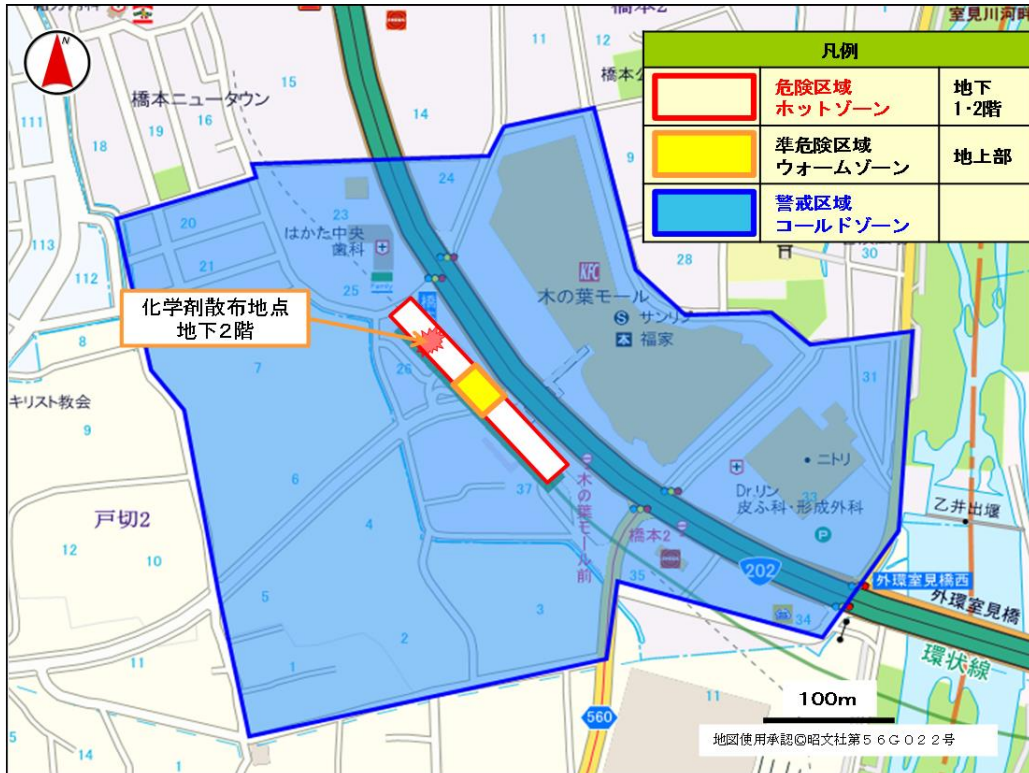
エ 現地調整所運営訓練

関係機関（福岡県、福岡市、警察、消防、自衛隊、DMA T、福岡市交通局）の活動調整を行うため、現地調整所を設置・運営する。

表2 福岡市地下鉄橋本駅等における訓練の流れ

時刻	行動等
1130	<p><u>橋本駅3番線ホームに到着した電車内でサリン散布事案発生</u></p> <p>鉄道事業者による初動措置（通報、構内放送、駅地上部広場への避難誘導）</p> <p>消防、警察による対応開始（NBC簡易検知、避難誘導、立入禁止措置等）</p> <p>ゾーニング</p> <p>被災者の救出・救助開始</p> <p>除染前トリアージ</p>
1200	<p>現地調整所開設</p> <p>被災者の除染開始</p> <p>DMA T 順次到着</p> <p>搬送トリアージ、応急処置開始</p> <p>被災者（赤タグ・黄タグ）の救急搬送開始</p> <p>被災者（赤タグ）のヘリ搬送開始</p>
1230	<p>避難所への被災者（緑タグ・非曝露者）のバス搬送開始</p> <p>大型商業施設に爆破予告</p>
1300	<p>自衛隊による駅構内の除染開始</p>
1330	<p>自衛隊による駅構内の除染完了</p>
1400	
1430	<p>訓練終了</p>

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。



※地下鉄、地下街が災害現場の場合には、化学剤が拡散する可能性のある地上出入口、通気口、換気口等ごとにホットゾーンの設定を考慮する必要がある。今回訓練では、発生直後に事業者が駅換気装置・空調装置の停止措置を実施することにより、地上部への化学剤の拡散はしていないとの条件を付している。

図2 福岡市地下鉄橋本駅等における活動図（全体図）

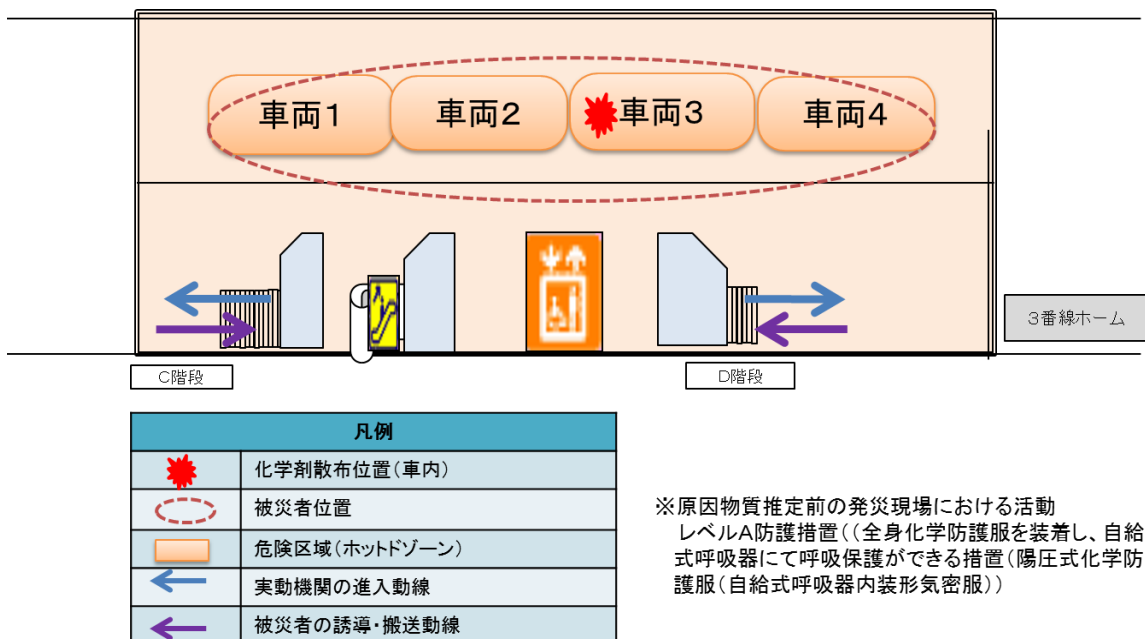


図3 福岡市地下鉄橋本駅等における活動図（駅地下2階）

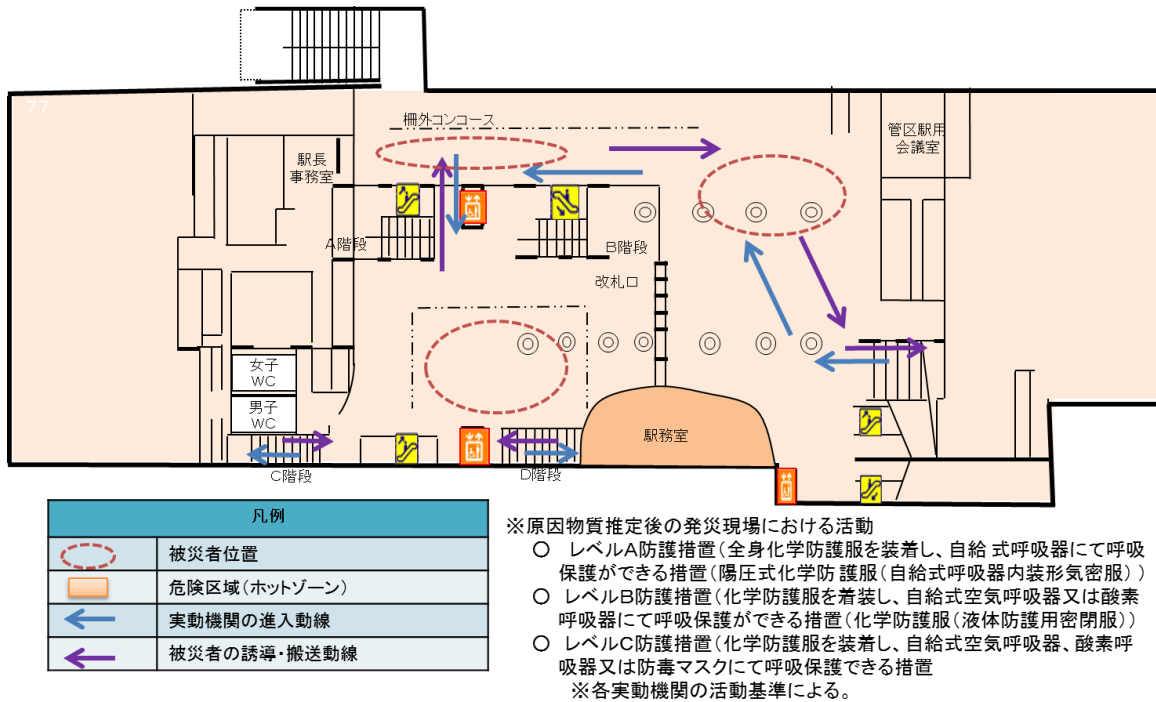


図4 福岡市地下鉄橋本駅等における活動図(駅地下1階)

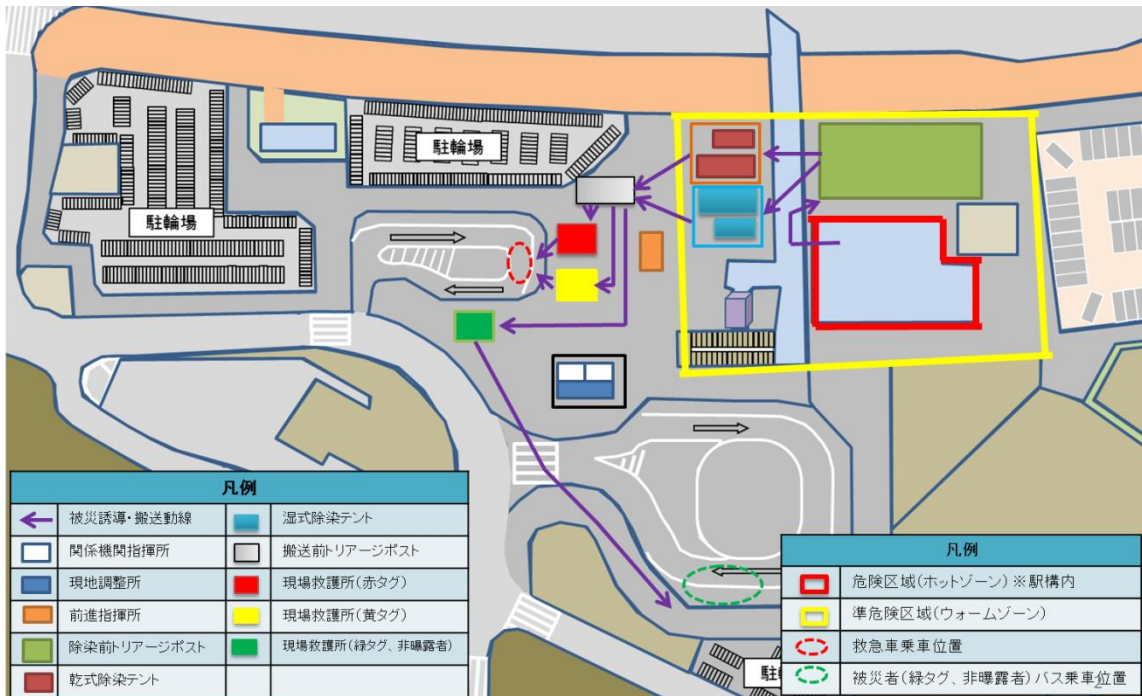


図5 福岡市地下鉄橋本駅等における活動図(駅地上部)

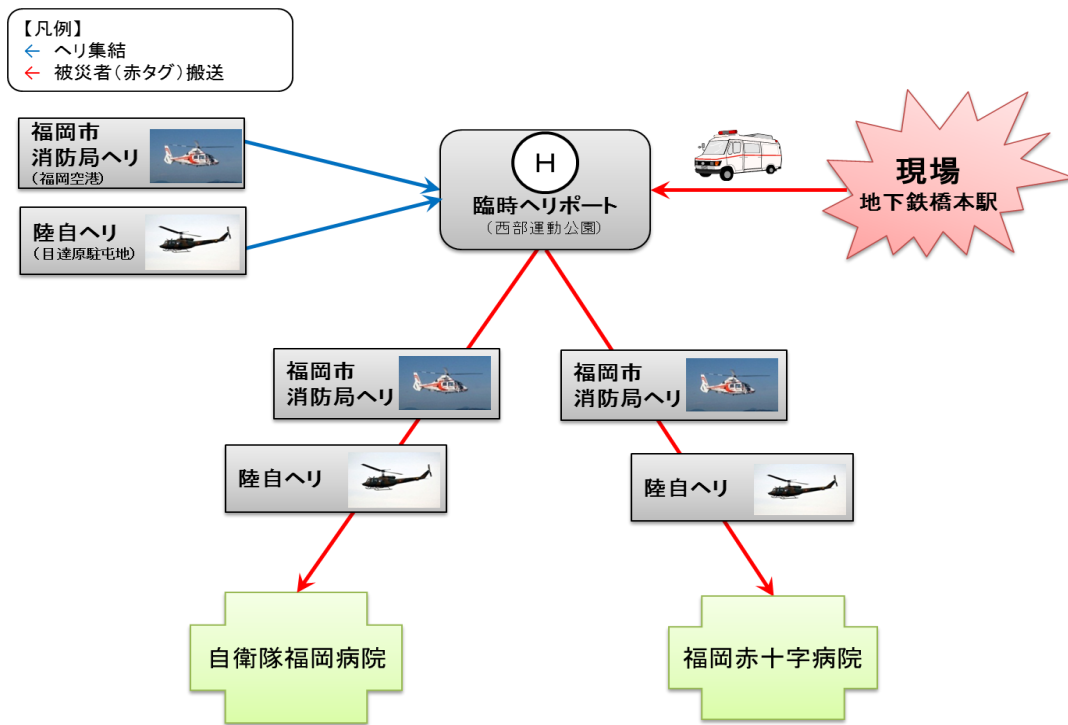


図6 福岡市地下鉄橋本駅等における活動図（ヘリによる被災者搬送）

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



NBCの検知（H21 徳島）



発災現場への進入（H22 茨城）



重症者の救出（H24 山形）



除染（H21 兵庫）



現場での応急処置（H24 滋賀）



重症者のヘリ搬送（H23 長崎）



現場除染（H25 青森）



現地調整所（H22 熊本）

(2) 医療機関における訓練 (表3参照)

ア 被災者受入訓練

・被災者(化学剤曝露者)の受入準備
多数の被災者に対応する医師及び医療スタッフの確保・配置、医療資機材等の事前準備を行う。

・被災者(化学剤曝露者)の収容
救急車又はヘリにより順次搬送される被災者の収容を実施する。

イ 医療救護訓練

収容された被災者に対し、医療処置を実施する。

ウ 遺族支援訓練 (※国立病院機構九州医療センターで実施)

県警被害者支援・相談課員等による遺族対応を行う。

表3 医療機関における訓練の流れ

時刻	行動等
1130	橋本駅3番線ホームに到着した電車内でサリン散布事案発生
1200	被災者受入準備開始
1230	救急搬送された被災者(赤タグ・黄タグ)順次到着、収容・医療処置を実施 ≪国立病院機構九州医療センター、福岡大学病院≫ ヘリ搬送された被災者(赤タグ)及び救急搬送された被災者(黄タグ)順次到着、収容・医療処置を実施≪福岡赤十字病院≫ ヘリ搬送された被災者(赤タグ)順次到着、収容・医療処置を実施≪自衛隊福岡病院≫ その他の被災者(赤タグ・黄タグ)は県内災害拠点病院等に順次収容・医療処置
1300	自力来院者対応≪国立病院機構九州医療センター、福岡大学病院、福岡赤十字病院≫
1330	遺体安置所・遺族対応室の設置 検視・遺族対応の実施≪国立病院機構九州医療センター≫
1430	訓練終了

青字は仮想の動きで、実動による訓練は実施しない。

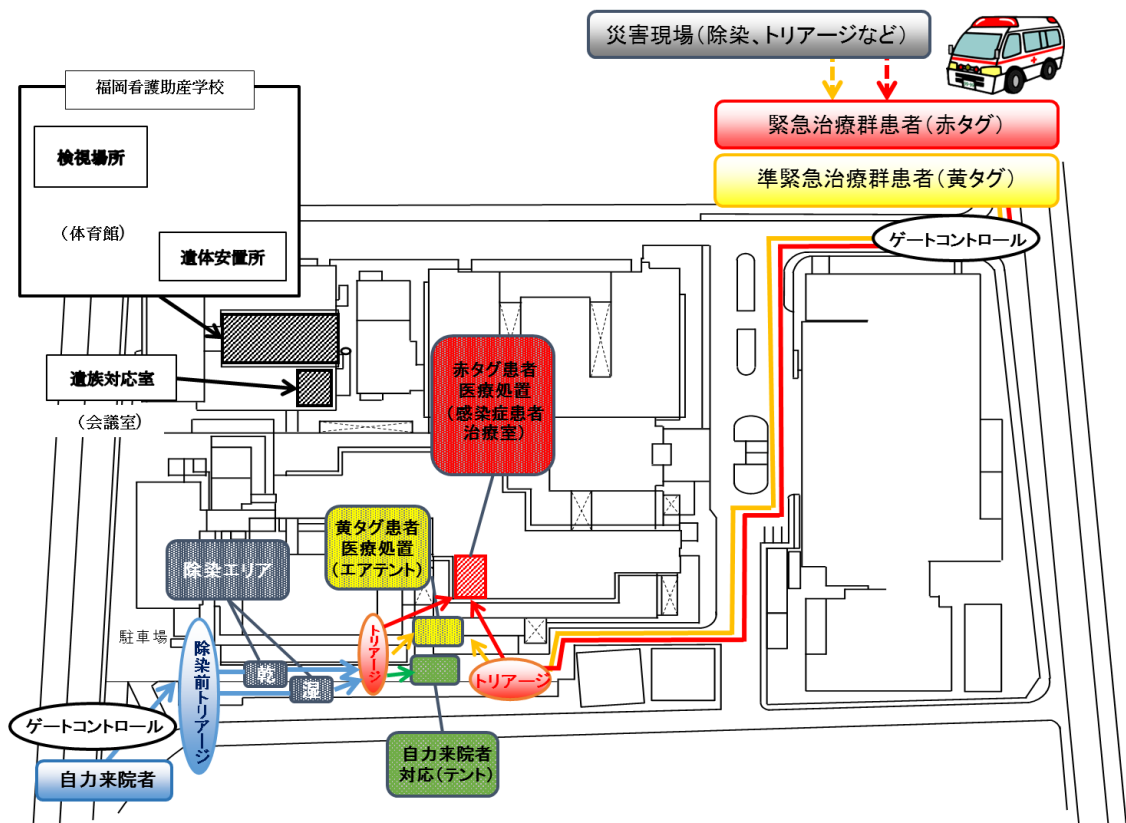


図7 国立病院機構九州医療センターにおける活動図

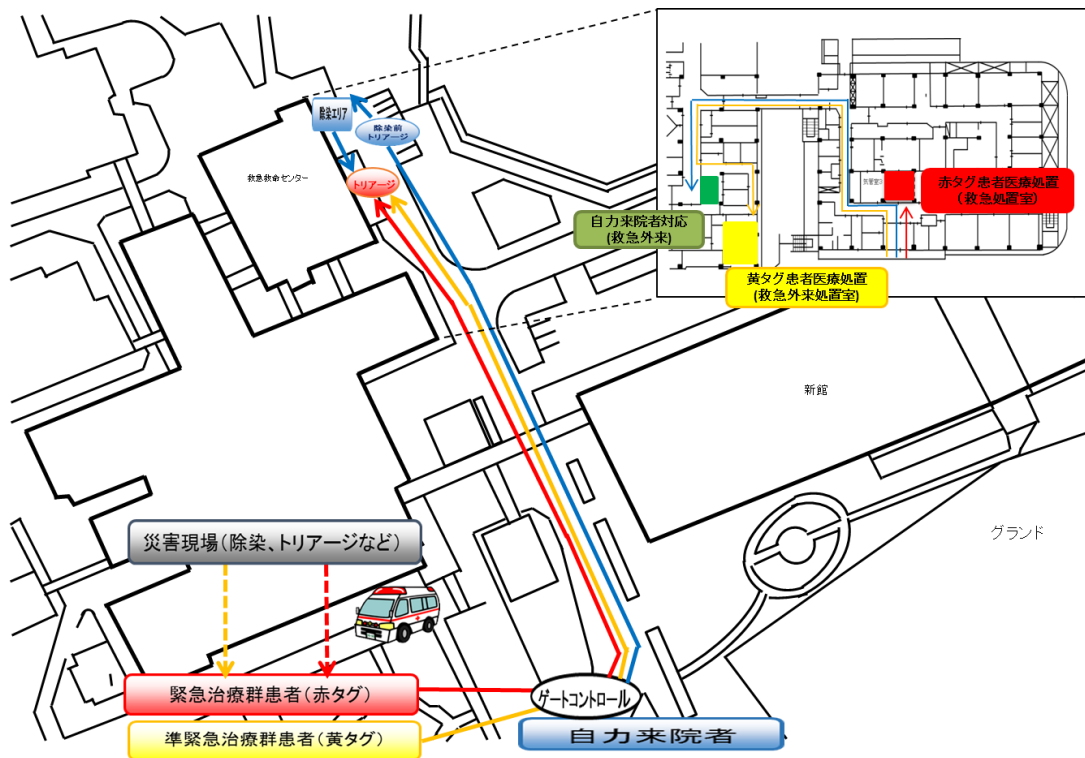


図8 福岡大学病院における活動図

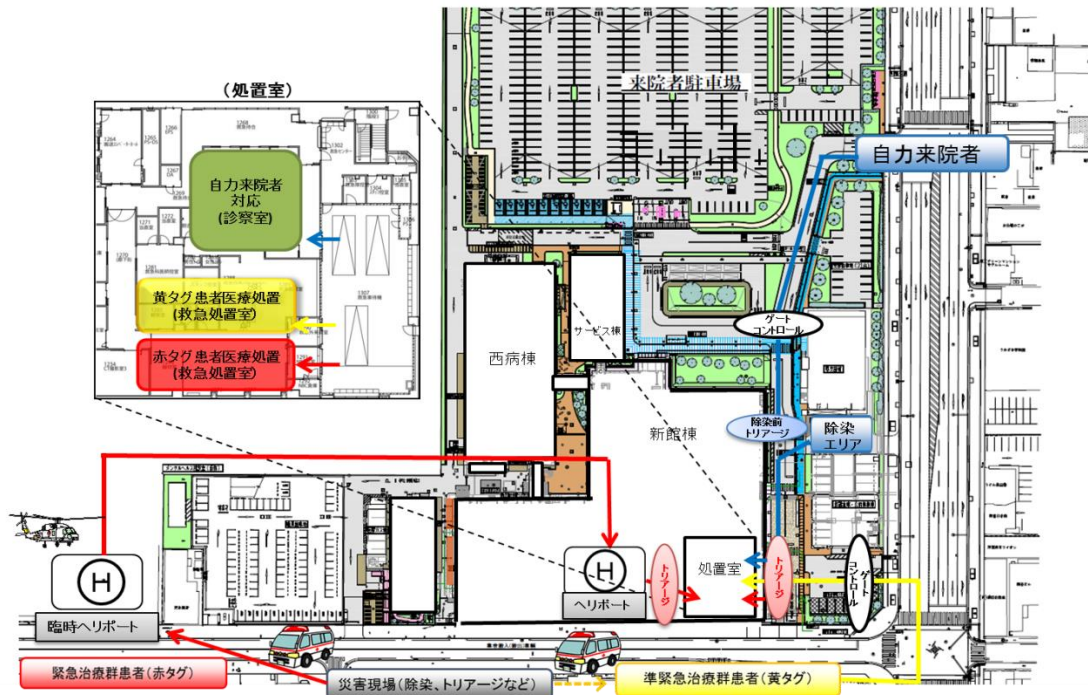


図9 福岡赤十字病院における活動図

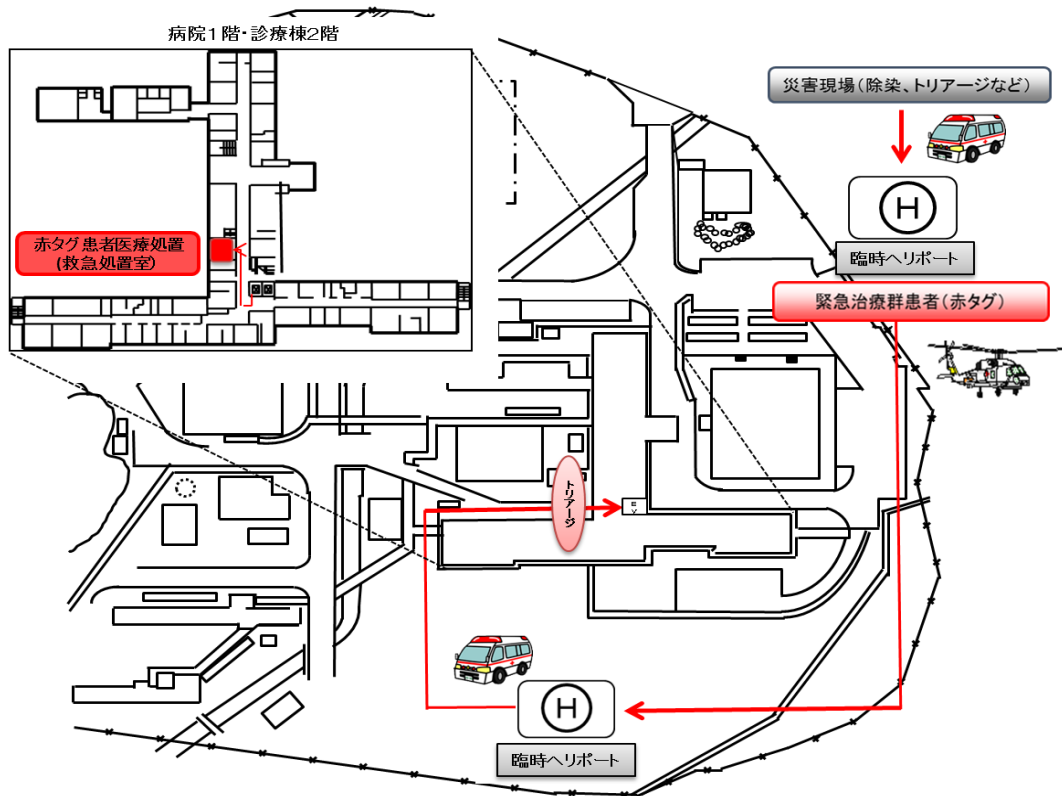


図10 自衛隊福岡病院における活動図

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



病院での受入（H22 熊本）



病院での受入（H23 長崎）



病院での医療処置（H24 滋賀）



病院での医療処置（H25 青森）

(3) 福岡市立西体育館における訓練（表4参照）

救援訓練

- ・ 避難所運営訓練
被災者を収容する避難所（医療救護所含む）の設営・運営を行う。
- ・ 安否情報収集
被災者及び避難者の安否情報を収集し、安否情報システムに入力を行う。
- ・ メンタルヘルスへの配慮
心理学的情報提供としてのチラシ配布、医療チームによる問診、健康相談等を行う。
- ・ 給食
業者による弁当の搬送、食事提供を行う。

表4 福岡市立西体育館における訓練の流れ

時刻	行動等
1130	<u>橋本駅3番線ホームに到着した電車内でサリン散布事案発生</u>
1200	
	避難所設置（医療救護所含む）
1230	順次、被災者（緑タグ、非曝露者）の受入れ 安否情報収集、被災者（緑タグ）への医療救護活動等
1300	給食
1430	訓練終了

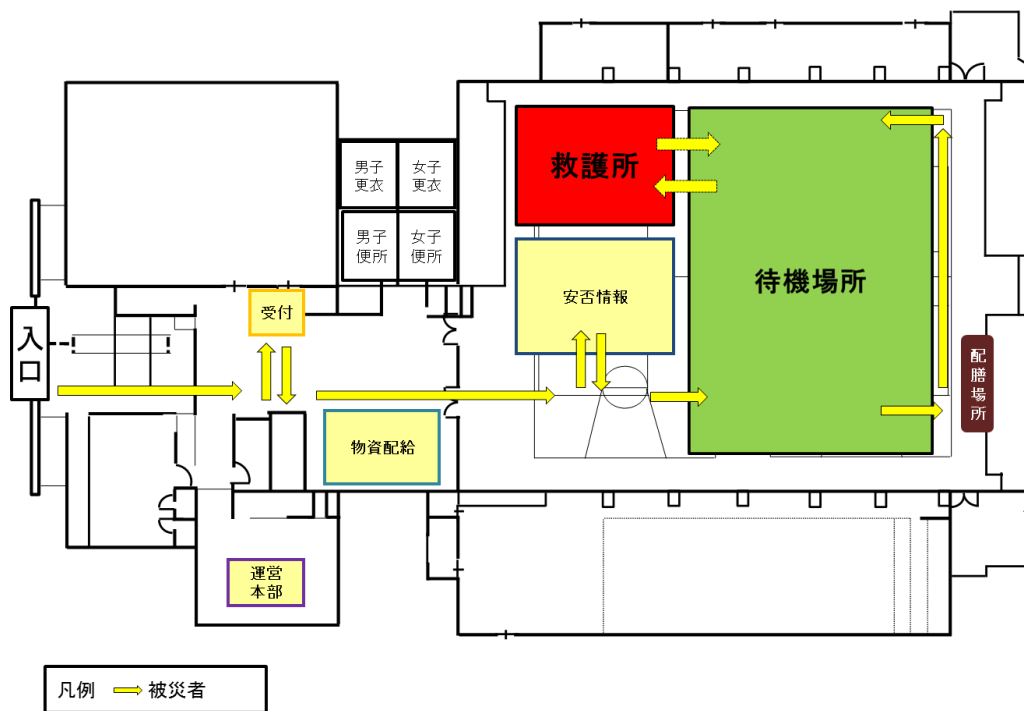


図 1 1 福岡市立西体育館における活動図

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



被災者の受付（H22 茨城）



安否情報の収集（H24 山形）



避難した被災者（H25 青森）



避難した地域住民（H24 滋賀）



避難所での医療救護（H23 長崎）



炊き出し（H24 山形）

コラム：災害発生時のメンタルヘルスへの配慮

大規模な自然災害や事件・事故が起こった場合、被災者・被害者の身体面での治療行為が必要であることはもちろんですが、それに加えて、精神面のケアが求められます。

大規模災害が起こると、家族や親しい知人、家財を失うことや、あるいは災害後の生活環境の大きな変化や将来の生活への漠然とした不安が、精神的に大きなストレスとなります。これが原因で、気持ちや体のバランスを崩すことがあります。その多くは一時的なもので、自然に回復します。

しかし、ストレスが長引いたりする場合には、うつ病、パニック発作、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などの精神疾患を引き起こすこともあります。災害が起きた直後の被災者・被害者への精神面のフォローとして、これから起こりうる症状とその回復の見通しについて、十分にお知らせすることが重要です。特に、テロの場合には、事件後に被災者が分散してしまい、後から対処することが難しいこともあり、発災直後に、避難所などの現場で情報を提供することが重要と考えられています。

国民保護訓練においては、このようなお知らせを行うためのチラシを作成し、避難所に避難した方に配布するなどし、メンタルヘルスなどに配慮した避難所の運営訓練を実施しています。今回訓練においても「避難所スクリーニング問診票」及び「災害にあわれた皆様へ」（右図参照。図はイメージ。）を配布します。

大規模テロ事案に限らず、万一、大規模な自然災害などが発生した際には、各自治体・各実動機関において、身体的な救出救護だけでなく、被災者のメンタルヘルスにも十分に配慮した取組みが行われることが期待されています。

避難所スクリーニング問診票 (テロ災害用 ver.1.2)

けがや体に不調のある方は、避難所のスタッフに申し出てください。また、以下の症状や心配な症状がおりになる方も声をかけてください。

- 物の見え方が暗い
- 眼が痛い
- 眼がかすむ
- 鼻水が出る
- 唾液が多く出る
- 頭痛
- 吐き気、嘔吐
- 力が入りにくい
- 咳が出る
- 息が苦しい
- 腹痛
- 下痢
- 皮膚が赤くなっている、水ぶくれができています
- 皮膚に発疹が出ている
- 皮膚が痛い
- 熱っぽい、熱がある
- けいれん
- その他()

帰宅した後も、上記、その他の症状がおりになられた方は、下記までご相談ください。

お問合せ窓口

・福岡県〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
・福岡市〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

災害にあわれた皆様へ

- 災害は誰にとっても大きなストレスです。気持ちや体のバランスをくずすことがありますが、多くの場合は自然に回復します。心配なことがあっても、ゆっくりと息をしながら、しっかりと行動しましょう。周囲の人と声を掛け合うことも大切です。
- 次のようなことは、普通に見られます。
 - ・眠れない、食欲がない、胃腸の調子が悪い
 - ・ドキドキ、そわそわ、はらはら、する
 - ・疲れやすい、気持ちが落ち込む、やる気が出ない
 - ・涙もろかったり、怒りっぽくなる
 - ・考えや言葉が出てこない、ぼんやりする など
- 心身の不調をやわらげようとして、カフェイン(コーヒー、紅茶、緑茶など)や、お酒、タバコを増やす人がいます。これらは不安や不眠を悪化させることがあるので、注意が必要です。
- もっと詳しく聞きたいときや、良くならないとき、仕事や家事に影響が出たときには、お気軽にお電話ください。ご家族についての相談でも結構です。

お問合せ窓口

・福岡県〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
・福岡市〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

福岡県・福岡市

※このチラシは、被災者に対する心理学的情報提供を行うためのものです。

(4) 福岡県庁における訓練

ア 通信訓練（テレビ会議）

総理大臣官邸とテレビ会議システムにより接続し、協議・情報共有を行う。

イ 合同対策協議会運営訓練

政府、福岡県、福岡市及び関係機関等による合同対策協議会を開催し、今後の対応課題等について、協議・情報共有を行う。

【参考】訓練イメージ（これまでに実施された訓練の記録写真）



テレビ会議（H25 青森）



テレビ会議（H24 滋賀）



合同対策協議会（H23 長崎）



合同対策協議会（H24 山形）

参考 1 過去に実施した国民保護共同実動訓練について

(1) 青森県国民保護共同実動訓練（平成25年度）

ア 主催者

内閣官房、青森県、弘前市

イ 実施年月日

平成25年11月7日（木）

ウ 訓練想定

イベント開催中の弘前市運動公園において、放射性物質「セシウム137」を含んだ爆発物（ダーティボム）が爆発し、多数の死傷者が発生する。



NBC簡易検知



現場での簡易除染



病院におけるスクリーニング



SCUへの患者収容



現地調整所



避難所における医療救護

(2) 山形県国民保護共同実動訓練（平成24年度）

ア 主催者

内閣官房、山形県、山形市

イ 実施年月日

平成24年11月20日（火）

ウ 訓練想定

JR山形駅に到着した電車内及びホームにおいて、化学剤(サリン)が散布され、多数の死傷者が発生する。その後、犯行グループは、駅に隣接するビルの爆破を予告する。



鉄道事業者による避難誘導



発災現場での救助活動



消防車両を活用した乾式除染



病院における湿式除染



現地調整所



避難した被災者

(3) 滋賀県国民保護共同実動訓練（平成24年度）

ア 主催者

内閣官房、滋賀県、野洲市

イ 実施年月日

平成24年10月20日（土）

ウ 訓練想定

JR東海道本線に仕掛けられた爆発物が爆発し、走行中の車両（4両編成）が脱線・大破して多数の死傷者が発生する。その後、近傍の線路上においても爆発物が発見される。



救出・救助



避難住民の誘導



鉄道事業者等による担架搬送



炊き出し



現地調整所



合同対策協議会

参考2 国民保護あれこれ

国民保護法とは

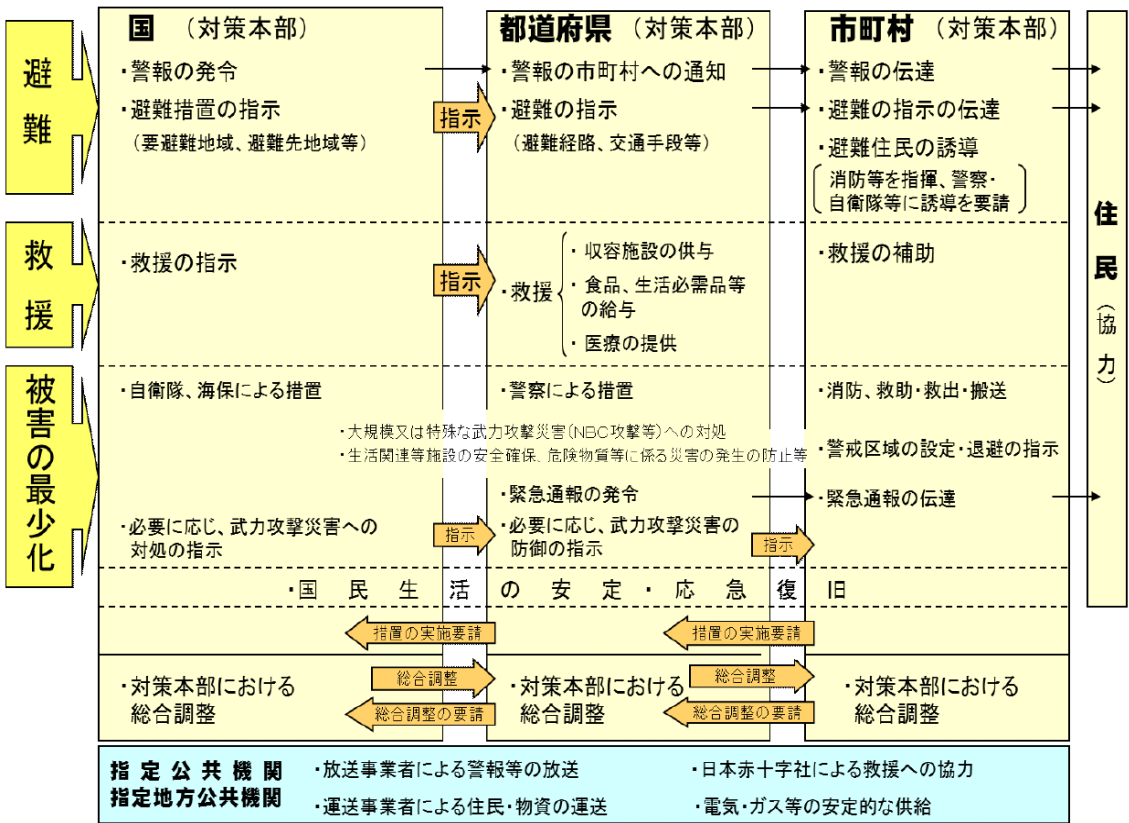
我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態が発生する危険性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっています。

こうした状況も踏まえ、平成16年9月、我が国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)が施行されました。

国民保護法においては、国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、みなさんに危険な状態になったことをお知らせすることとなっています。そして、国をはじめ、都道府県、市町村などの関係機関が、国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置に迅速かつ全力を挙げて対応することとしています。

武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

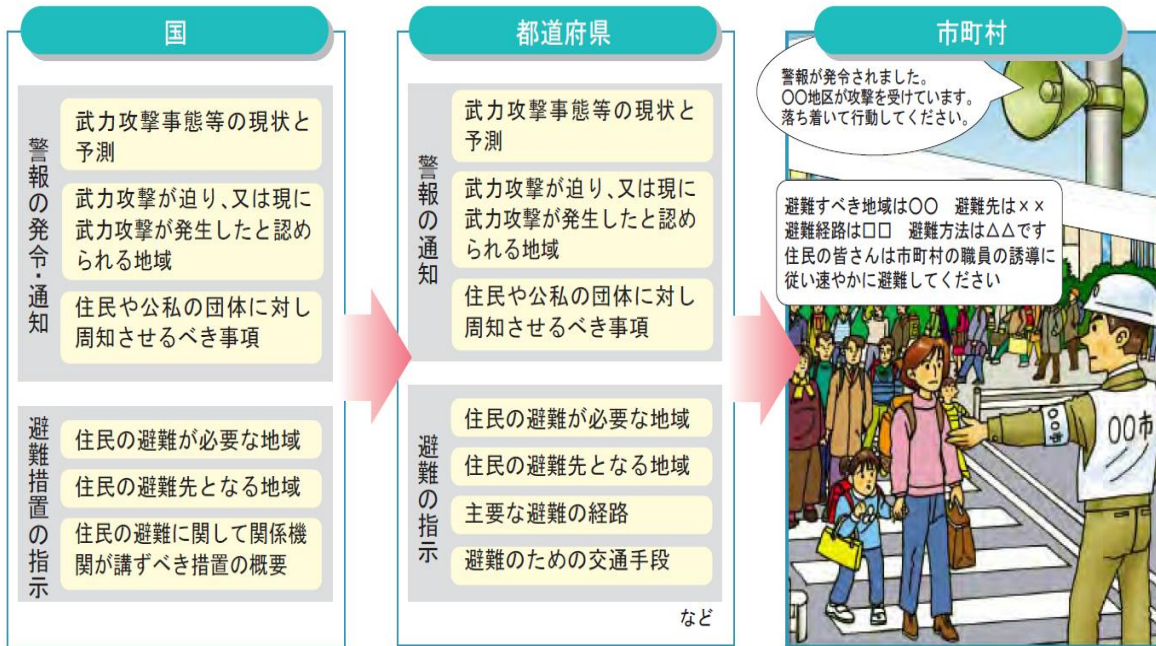
国民の保護のための措置は大きく、避難、救援、被害の最小化の3つから構成されます。



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

避難の仕組み

- 国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令して、直ちに都道府県知事に通知します。さらに、住民の避難が必要なときは都道府県知事に対して、住民の避難措置を講ずるよう指示します。
- これを受け、都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を行います。そして、放送や市町村の防災行政無線を通じて、皆さんに情報が伝達されます。

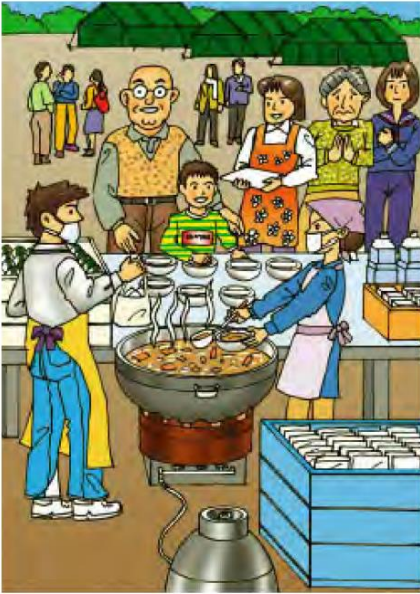


救援の仕組み

- 救援活動は、都道府県知事が中心となって、市町村や日本赤十字社と力を合わせて実施します。

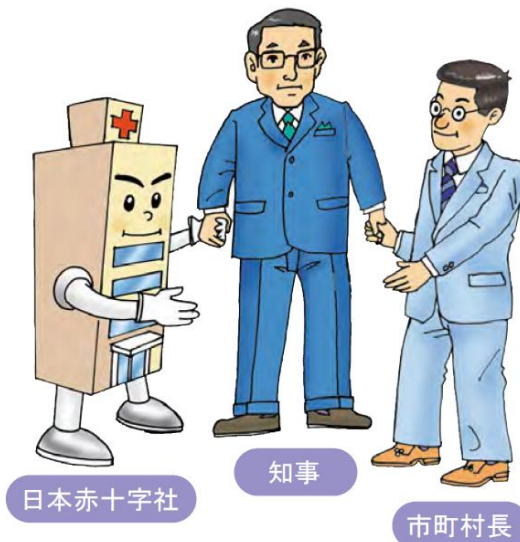
避難場所や医療の提供

避難してきた人々に宿泊場所や食品、医薬品などを提供



安否情報の収集や提供

行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う



武力攻撃災害への対処

- 武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と地方公共団体が一体となって対処します。

ダムや発電所などの
施設の警備



放射性物質などによる
汚染の拡大を防止



警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らない
よう警戒区域を設定



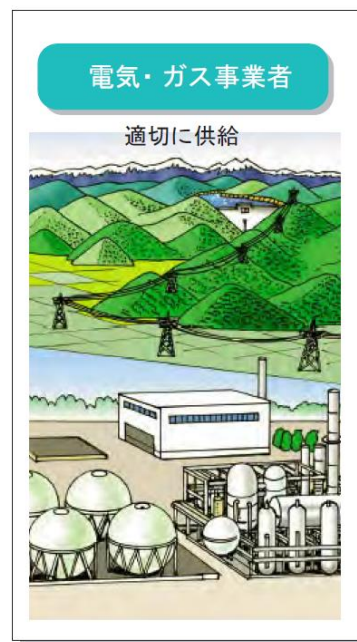
消防活動

消火や被災者の救助などの消
防活動



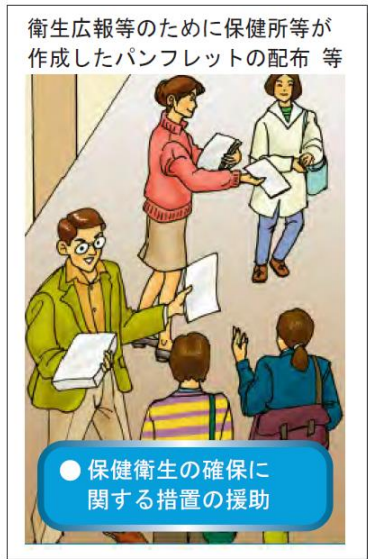
指定公共機関の役割

- 指定公共機関とは、国や地方公共団体と協力して、国民の保護のための措置を実施する機関のことをいいます。日本赤十字社や、日本放送協会(NHK)などの公共的機関や、電力会社やガス会社などの公益的事業を営む法人が、政令等で指定されています。
- 指定公共機関には、警報の放送や避難住民の運送など各々の業務に係る役割を果たしていただきます。



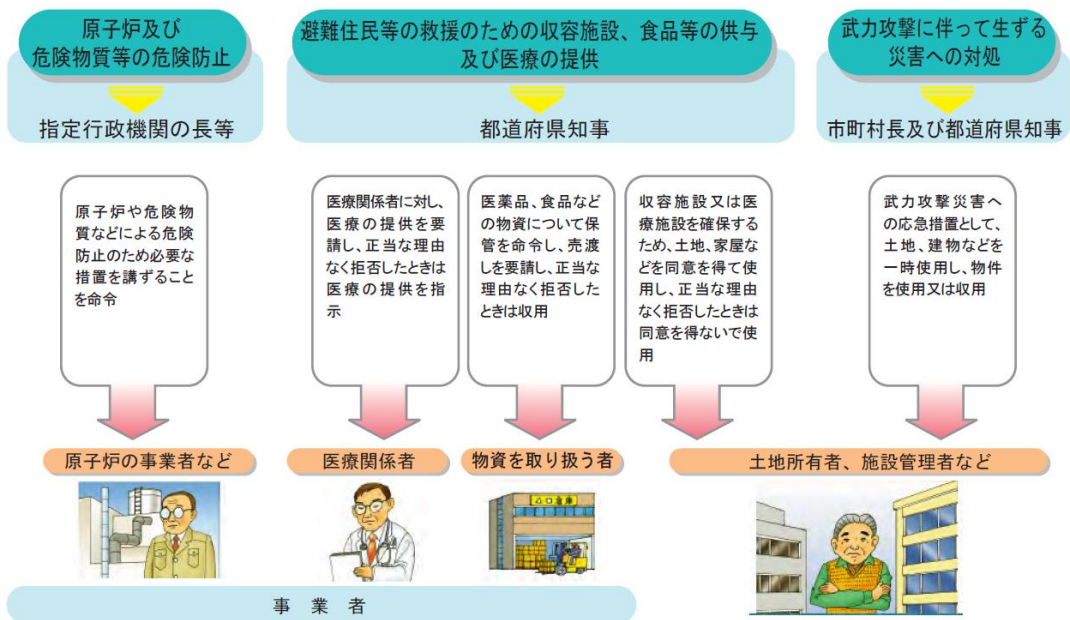
国民の協力

- 国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」とされています。
- 国や地方公共団体は、協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮しなければなりません。さらに、武力攻撃事態等において要請に基づく協力により国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償します。また、住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行います。



国民の権利および義務に関する措置

- 国民保護法においては、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」(第5条第1項)、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想および良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。」(第5条第2項)とされており、この原則に基づき、国民の権利および義務に関する措置については、限定的に規定されています。



武力攻撃事態の類型ごとの特徴

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

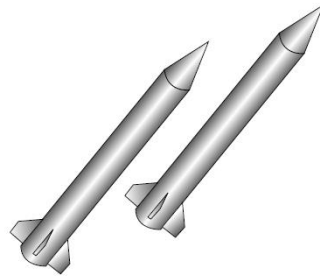
着上陸侵攻



■特徴

- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵襲目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

弾道ミサイル攻撃



■特徴

- 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。
- 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

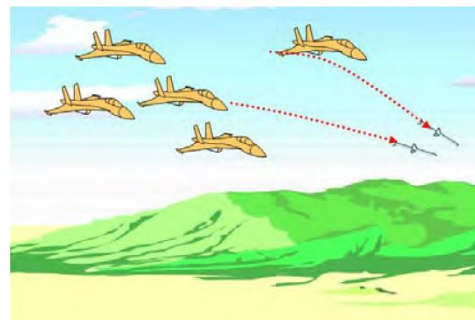
ゲリラ・特殊部隊による攻撃



■特徴

- 突発的に被害が発生することも考えられます。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大する恐れがあります。
- 核・生物・化学兵器や放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定されます。

航空攻撃



■特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

緊急処理事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

攻撃の対象施設や攻撃の手段の種類により、以下に示すような事態例が考えられています。

～攻撃対象施設等による分類～

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

原子力事業所などの破壊

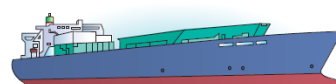
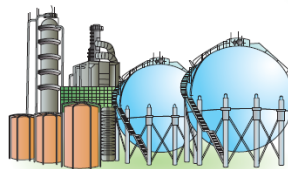
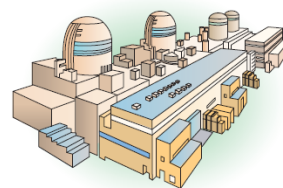
大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

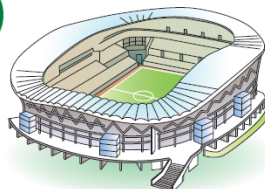


多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



～攻撃手段による分類～

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

〈事態例〉

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。



生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

化学剤の大量散布

地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうように広がります。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

〈事態例〉

航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



参考3 国民保護ポータルサイト

内閣官房 国民保護ポータルサイト

Cabinet Secretariat Civil Protection Portal Site

- はじめに
- 国民保護法とは
- 国民保護の仕組み
- 武力攻撃事態の類型
- 緊急対処事態とは
- 情報伝達の手段
- 警報のサイレン
- 有事関連法制について
- 武力攻撃やテロなどから身を守るために(パンフレット)
- 参考資料
- 国民保護訓練
- 訓練の記録映像
- 国民保護研修会
- 避難施設
- 国民保護計画・国民保護業務計画
- リンク集
- 国民保護用語集
- お問い合わせ



- 国民保護法とは
 - ・ 避難の仕組み、救援の仕組み
 - ・ 武力攻撃事態の類型、緊急対処事態とは
 - ・ 警報のサイレン など
- 有事関連法制について
 - 国民保護法、国民の保護に関する基本指針など
- 武力攻撃やテロなどから身を守るために
 - 避難にあたっての留意点など

- 国民保護訓練
 - これまでに実施した訓練の概要
- 訓練の記録映像
 - 主な実動訓練の記録映像
- その他
 - 関係機関の計画、都道府県避難施設一覧、国民保護研修会の概要、国民保護用語集、参考資料

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

武力攻撃やテロなどから身を守るために

知っておこう、備えておこう。

内閣官房

国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp>